

双葉町消防団組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町規則第 13 号

双葉町消防団組織規則の一部を改正する規則

双葉町消防団組織規則（昭和 2 6 年双葉町規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 2 項中「を除く」を「及び」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条の 2 関係）

消防団員配置定員（階級別定員を含む。）

区分	階級	団長	副団長	分団長				副分団長	班長	団員		計
	職名	消防団長	副団長	訓練分団長	技術分団長	庶務分団長	分団長	副分団長	班長	団員	機能別団員	
	名称											
非常勤消防団	本団	1	1	1	1	1					1 0 0	1 0 5
	第 1 分団						1	1	4	9		1 5
	第 2 分団						1	1	4	1 1		1 7

	第 3 分団						1	1	4	4		1 0
	第 4 分団						1	1	4	9		1 5
	第 5 分団						1	1	4	9		1 5
	第 6 分団						1	1	4	4		1 0
	第 7 分団						1	1	4	4		1 0
	第 8 分団						1	1	4	9		1 5
	第 9 分団						1	1	4	7		1 3
計		1	1	1	1	1	9	9	3 6	6 6	1 0 0	2 2 5

補足

- 1 本団及び各分団に所属する消防団員により、本団にラッパ隊（隊長 1 名及び隊員 1 0 名以内）を置く。
- 2 本団を除く各分団に定員内において運転要員 2 名を置くことができる。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。